

滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第1章 総則</p> <p>第4節 本県の地勢等の状況 （略）</p> <p>平成 <u>19</u>年 <u>4</u>月 1日現在の本県の推計人口は、<u>1,388,705</u>人で、全国人口の約1%を占めている。人口密度は、<u>345.7</u>人/k㎡で、全国平均とほぼ同水準である。最近の人口増加率は全国で最も高い水準にある。</p> <p>本県の面積 4,017 k㎡のうち琵琶湖が 670 k㎡（16.7%）を占めている。利用形態別面積については、森林が 2,049 k㎡（51.0%）で最も多く、次いで、水面・河川・水路が <u>793</u> k㎡（19.7%）、農用地が <u>547</u> k㎡（13.6%）、宅地が <u>254</u> k㎡（<u>6.3</u>%）となっている。</p> <p>県内の鉄道は、JR東海道新幹線、東海道本線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線（京津線、石坂線）、信楽高原鐵道などがある。道路は、平成 <u>17</u>年 4月 1日現在で国道が <u>635.5</u> km、県道 <u>1,840.7</u> km、市町村道 <u>9,340.4</u> kmで、その合計は <u>11,816.5</u> kmであり、このほかに名神、北陸の<u>2</u>本の高速自動車道がある。1日当たりの上り線下り線の交通量の最も多い区間は、名神では草津 <u>JC</u>～瀬田東間の約 <u>91,000</u> 台、北陸では米原 <u>J・C</u>～米原間の約 <u>27,200</u> 台である。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）（株）オーミマリンが定期航路等を運航している。</p> <p style="text-align: right;">（資料：統計課）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 本県の地勢等の状況 （略）</p> <p>平成 <u>20</u>年 <u>3</u>月 1日現在の本県の人口は、<u>1,396,478</u>人で、全国人口の約1%を占めている。人口密度は、<u>347.6</u>人/k㎡で、全国平均とほぼ同水準である。最近の人口増加率は全国で最も高い水準にある。</p> <p>本県の面積 4,017 k㎡のうち琵琶湖が 670 k㎡（16.7%）を占めている。利用形態別面積については、森林が 2,049 k㎡（51.0%）で最も多く、次いで、水面・河川・水路が <u>792</u> k㎡（19.7%）、農用地が <u>545</u> k㎡（13.6%）、宅地が <u>256</u> k㎡（<u>6.4</u>%）となっている。</p> <p>県内の鉄道は、JR東海道新幹線、東海道本線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線（京津線、<u>石山坂本線</u>）、信楽高原鐵道などがある。道路は、平成 <u>18</u>年 4月 1日現在で国道が <u>651.3</u> km、県道 <u>1,837.2</u> km、市町道 <u>9,388.6</u> kmで、その合計は <u>11,877.1</u> kmであり、このほかに名神、<u>新名神</u>、北陸の<u>3</u>本の高速自動車道がある。1日当たりの上り線下り線の交通量の最も多い区間は、名神では草津 <u>JCT</u>～瀬田東間の約 <u>92,000</u> 台、北陸では米原 <u>JCT</u>～米原間の約 <u>27,700</u> 台である。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）（株）オーミマリンが定期航路等を運航している。</p> <p style="text-align: right;">（資料：統計課）</p>

修正前	修正後
<p>第7節 事故対策本部 第2 事故対策本部の組織 事故対策本部の組織</p> <pre> graph TD A[本部長 (副知事)] --> B[副本部長 (防災危機管理監)] B --> C[本部員 (要綱に定める各課長) (本部長が必要と認める者)] C --> D[連絡員 (本部員所属課職員)] C --> E[本部事務室長 (防災危機管理局副局長)] E --> F[本部事務室] </pre> <p>第2章 湖上災害対策計画 《本県の現状》 県土の中央にある琵琶湖は、貴重な水資源であるだけでなく、水産資源、観光資源や水上交通としての機能を有している。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、(株)オーミマリンが13隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。また、動力付き漁船が936隻(平成17年12月31日現在)、動力付きプレジャーモーターボートが4,949隻(平成18年3月31日現在)ある。 (資料:琵琶湖汽船(株)、(株)オーミマリン、日本小型船舶検査機構、水産課)</p> <p>第3章 航空機災害対策計画 《本県の現状》 本県には空港はないが、近隣府県の状況を見ると、大阪府には大阪国際空港、関西国際空港(第一種空港)、八尾空港(第二種空港)、愛知県には中部国際空港(第一種空港)、名古屋空港(その他飛行場)、石川県には小松飛行場(共用飛行場)、能登空港(第三種空港)、福井県には福井空港(第三種空港)があり、この中には本県上空を通過する定期航路がある。 (資料:大阪航空局大阪空港事務所)</p>	<p>第7節 事故対策本部 第2 事故対策本部の組織 事故対策本部の組織</p> <pre> graph TD A[本部長 (知事直轄組織を担任する副知事)] --> B[副本部長 (防災危機管理監)] B --> C[本部員 (要綱に定める各課長) (本部長が必要と認める者)] C --> D[連絡員 (本部員所属課職員)] C --> E[本部事務室長 (防災危機管理局長)] E --> F[本部事務室] </pre> <p>第2章 湖上災害対策計画 《本県の現状》 県土の中央にある琵琶湖は、貴重な水資源であるだけでなく、水産資源、観光資源や水上交通としての機能を有している。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、(株)オーミマリンが13隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。また、動力付き漁船が941隻(平成18年12月31日現在)、動力付きプレジャーモーターボートが4,735隻(平成19年3月31日現在)ある。 (資料:琵琶湖汽船(株)、(株)オーミマリン、日本小型船舶検査機構、水産課)</p> <p>第3章 航空機災害対策計画 《本県の現状》 本県には空港はないが、近隣府県の状況を見ると、大阪府には大阪国際空港、関西国際空港(第一種空港)、八尾空港(第二種空港)、<u>兵庫県には神戸空港(第三種空港)</u>、愛知県には中部国際空港(第一種空港)、名古屋空港(その他飛行場)、石川県には小松飛行場(共用飛行場)、能登空港(第三種空港)、福井県には福井空港(第三種空港)があり、この中には本県上空を通過する定期航路がある。 (資料:大阪航空局大阪空港事務所)</p>

修正前	修正後
<p>第4章 鉄道災害対策計画 《本県の現状》 県内の鉄道は、JR 東海道新幹線、東海道本線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線（京津線、石坂線）、信楽高原鐵道などがある。 平成 17 年度の JR の 1 日平均旅客乗車数は、<u>287,180</u> 人で、琵琶湖線沿線の各駅での乗車数が多く、なかでも大津駅、石山駅、瀬田駅、南草津駅、草津駅、近江八幡駅では 1 万 5 千人を超えているが、北陸本線や、湖西線の志賀駅以北では、1,000 人未満の駅が多くある。 （資料：交通政策課）</p>	<p>第4章 鉄道災害対策計画 《本県の現状》 県内の鉄道は、JR 東海道新幹線、東海道本線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線（京津線、<u>石山坂本線</u>）、信楽高原鐵道などがある。 平成 18 年度の JR の 1 日平均旅客乗車数は、<u>294,451</u> 人で、琵琶湖線沿線の各駅での乗車数が多く、なかでも大津駅、石山駅、瀬田駅、南草津駅、草津駅、近江八幡駅では 1 万 5 千人を超えているが、北陸本線や、湖西線の志賀駅以北では、1,000 人未満の駅が多くある。（資料：交通政策課）</p>
<p>第5章 道路災害対策計画 《本県の現状》 県内の道路は、平成 17 年 4 月 1 日現在で国道が <u>635.5</u>km、県道 <u>1,840.7</u>km、市町村道 <u>9,340.4</u>km で、その合計は <u>11,816.5</u>km であり、このほかに名神、北陸の 2 本の高速自動車道がある。また、自動車保有台数は平成 18 年 3 月末現在 <u>947,923</u> 台となり、前年と比べると <u>1.9</u>% 増と年々増加している。 なお、県内では <u>15</u> のバス会社が乗合バスを運行している。 （資料：(社) 滋賀県バス協会、統計課）</p>	<p>第5章 道路災害対策計画 《本県の現状》 県内の道路は、平成 18 年 4 月 1 日現在で国道が <u>651.3</u>km、県道 <u>1,837.2</u>km、市町道 <u>9,388.6</u>km で、その合計は <u>11,877.1</u>km であり、このほかに名神、<u>新名神</u>、北陸の 3 本の高速自動車道がある。また、自動車保有台数は平成 19 年 3 月末現在 <u>957,447</u> 台となり、前年と比べると <u>1.0</u>% 増と年々増加している。 なお、県内では <u>11</u> のバス会社が乗合バスを運行している。 （資料：(社) 滋賀県バス協会、統計課）</p>
<p>第6章 危険物等災害対策計画 《本県の現状》 事故の発生原因となり、また事故の拡大要因ともなる危険物等施設は、多種類にわたり、県内に広範囲に分布している。 危険物製造所等は、平成 18 年 3 月末現在 <u>7,167</u> 箇所（完成検査済証交付施設数）あり、内訳は製造所が <u>101</u> 箇所、貯蔵所が <u>5,010</u> 箇所、取扱所が <u>2,056</u> 箇所となっている。 また、火薬類製造所・火薬庫は <u>21</u> 箇所、高圧ガス製造所・貯蔵所（空気を除く 1MPa 以上の圧縮ガス、0.2MPa 以上の液化ガスを製造する事業所および 300m³ 以上貯蔵する貯蔵所）は <u>1,372</u> 箇所、放射性同位元素等取扱事業所は <u>81</u> 箇所となっている。 （資料：防災危機管理局）</p>	<p>第6章 危険物等災害対策計画 《本県の現状》 事故の発生原因となり、また事故の拡大要因ともなる危険物等施設は、多種類にわたり、県内に広範囲に分布している。 危険物製造所等は、平成 19 年 3 月末現在 <u>7,009</u> 箇所（完成検査済証交付施設数）あり、内訳は製造所が <u>103</u> 箇所、貯蔵所が <u>4,908</u> 箇所、取扱所が <u>1,998</u> 箇所となっている。 また、火薬類製造所・火薬庫は <u>22</u> 箇所、高圧ガス製造所・貯蔵所（空気を除く 1MPa 以上の圧縮ガス、0.2MPa 以上の液化ガスを製造する事業所および 300m³ 以上貯蔵する貯蔵所）は <u>1,434</u> 箇所、放射性同位元素等取扱事業所は <u>79</u> 箇所となっている。 （資料：防災危機管理局）</p>
<p>第9章 林野火災対策計画 《本県の現状》 本県の面積 4,017km² のうち、森林は <u>2,022</u>km² (<u>50.3</u>%) とほぼ半分を占め、木材資源の供給、県土の保全、水資源のかん養等重要な役割を果たしている。また、本県の森林は、歴史的な経緯などから荒廃地があちこちで見られたが、明治以降昭和 40 年代にかけて、特に治山・造林事業において森林の復興を進めてきた結果、ほとんどの森が緑を取り戻している。 （資料：森林政策課）</p>	<p>第9章 林野火災対策計画 《本県の現状》 本県の面積 4,017km² のうち、森林は <u>2,049</u>km² (<u>51.0</u>%) とほぼ半分を占め、木材資源の供給、県土の保全、水資源のかん養等重要な役割を果たしている。また、本県の森林は、歴史的な経緯などから荒廃地があちこちで見られたが、明治以降昭和 40 年代にかけて、特に治山・造林事業において森林の復興を進めてきた結果、ほとんどの森が緑を取り戻している。 （資料：森林政策課）</p>

修正前	修正後																																																
第1節 災害予防対策 第3 防火意識の高揚 (略) (乾燥注意報発令回数) <u>平成14年 29回</u> <u>平成15年 20回</u> <u>平成16年 53回</u> <u>平成17年 30回</u> <u>平成18年 11回</u>	第1節 災害予防対策 第3 防火意識の高揚 (略) (乾燥注意報発令回数) <u>平成15年 20回</u> <u>平成16年 53回</u> <u>平成17年 30回</u> <u>平成18年 11回</u> <u>平成19年 40回</u>																																																
第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 (略) 林野火災発生時の情報連絡系統図	第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 (略) 林野火災発生時の情報連絡系統図																																																
県振興局等	県振興局等																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津林業事務所</td> <td></td> <td>077-527-0655</td> </tr> <tr> <td>南部振興局</td> <td>地域振興課 <u>環境森林整備課</u></td> <td>077-567-5404 <u>077-567-5445</u></td> </tr> <tr> <td>甲賀県事務所</td> <td>総務出納課 森林整備課</td> <td>0748-63-6102 0748-63-6116</td> </tr> <tr> <td>東近江地域振興局</td> <td>地域振興課 森林整備課</td> <td>0748-22-7702 0748-22-7718</td> </tr> <tr> <td>湖東地域振興局</td> <td>地域振興課 森林整備課</td> <td>0749-27-2204 0749-27-2217</td> </tr> <tr> <td>湖北地域振興局</td> <td>地域振興課 森林整備課</td> <td>0749-65-6603 0749-65-6616</td> </tr> <tr> <td>高島県事務所</td> <td>総務出納課 環境森林整備課</td> <td>0740-22-6013 0740-22-6033</td> </tr> </tbody> </table>	名称	連絡窓口	電話番号	大津林業事務所		077-527-0655	南部振興局	地域振興課 <u>環境森林整備課</u>	077-567-5404 <u>077-567-5445</u>	甲賀県事務所	総務出納課 森林整備課	0748-63-6102 0748-63-6116	東近江地域振興局	地域振興課 森林整備課	0748-22-7702 0748-22-7718	湖東地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-27-2204 0749-27-2217	湖北地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-65-6603 0749-65-6616	高島県事務所	総務出納課 環境森林整備課	0740-22-6013 0740-22-6033	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津林業事務所</td> <td></td> <td>077-527-0655</td> </tr> <tr> <td>南部振興局</td> <td>地域振興課</td> <td>077-567-5404</td> </tr> <tr> <td>甲賀県事務所</td> <td>総務出納課 森林整備課</td> <td>0748-63-6102 0748-63-6116</td> </tr> <tr> <td>東近江地域振興局</td> <td>地域振興課 森林整備課</td> <td>0748-22-7702 0748-22-7718</td> </tr> <tr> <td>湖東地域振興局</td> <td>地域振興課 森林整備課</td> <td>0749-27-2204 0749-27-2217</td> </tr> <tr> <td>湖北地域振興局</td> <td>地域振興課 森林整備課</td> <td>0749-65-6603 0749-65-6616</td> </tr> <tr> <td>高島県事務所</td> <td>総務出納課 環境森林整備課</td> <td>0740-22-6013 0740-22-6033</td> </tr> </tbody> </table>	名称	連絡窓口	電話番号	大津林業事務所		077-527-0655	南部振興局	地域振興課	077-567-5404	甲賀県事務所	総務出納課 森林整備課	0748-63-6102 0748-63-6116	東近江地域振興局	地域振興課 森林整備課	0748-22-7702 0748-22-7718	湖東地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-27-2204 0749-27-2217	湖北地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-65-6603 0749-65-6616	高島県事務所	総務出納課 環境森林整備課	0740-22-6013 0740-22-6033
名称	連絡窓口	電話番号																																															
大津林業事務所		077-527-0655																																															
南部振興局	地域振興課 <u>環境森林整備課</u>	077-567-5404 <u>077-567-5445</u>																																															
甲賀県事務所	総務出納課 森林整備課	0748-63-6102 0748-63-6116																																															
東近江地域振興局	地域振興課 森林整備課	0748-22-7702 0748-22-7718																																															
湖東地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-27-2204 0749-27-2217																																															
湖北地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-65-6603 0749-65-6616																																															
高島県事務所	総務出納課 環境森林整備課	0740-22-6013 0740-22-6033																																															
名称	連絡窓口	電話番号																																															
大津林業事務所		077-527-0655																																															
南部振興局	地域振興課	077-567-5404																																															
甲賀県事務所	総務出納課 森林整備課	0748-63-6102 0748-63-6116																																															
東近江地域振興局	地域振興課 森林整備課	0748-22-7702 0748-22-7718																																															
湖東地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-27-2204 0749-27-2217																																															
湖北地域振興局	地域振興課 森林整備課	0749-65-6603 0749-65-6616																																															
高島県事務所	総務出納課 環境森林整備課	0740-22-6013 0740-22-6033																																															
各章 第2節 第2 活動体制の確立 (1) 県の活動体制 (略)	各章 第2節 第2 活動体制の確立 (1) 県の活動体制 (略)																																																

修正前			修正後				
[緊急初動体制各班の任務分担]			[緊急初動体制各班の任務分担]				
班	任 務 分 担		担当部局	班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・本部員、連絡員会議の開催 ・会議資料、議事録作成 	総務部 <u>県民文化生 活部</u> (議会事務局 等)	総務班	総務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・本部員、連絡員会議の開催 ・会議資料、議事録作成 	総務部 <u>知事直轄組織</u> (議会事務局 等)
	調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本部各班との連絡調整 ・関係事業者との連絡調整 ・消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ ・応援部隊の受入れに係る全体調整 			調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本部各班との連絡調整 ・関係事業者との連絡調整 ・消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ ・応援部隊の受入れに係る全体調整 	
情報班	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・映像情報の収集 ・活動情報の収集 ・応援要請の接受 	<u>県民文化生 活部</u> 農政水産部 土木交通部 企業庁	情報班	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・映像情報の収集 ・活動情報の収集 ・応援要請の接受 	<u>知事直轄組織</u> 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集、整理 ・応援要請項目の整理 			情報整理	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集、整理 ・応援要請項目の整理 	
	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・庁内放送による連絡調整 			情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・庁内放送による連絡調整 	
医療・救助班	調整	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携 	健康福祉部 <u>出納局</u> 教育委員会事 務局	医療・救助班	調整	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携 	健康福祉部 <u>会計管理局</u> 教育委員会事 務局
	医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルートの確保 ・負傷者搬送先の確保 			医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルートの確保 ・負傷者搬送先の確保 	

(注) 議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

(注) 議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。